



遺伝子組換え生物対策事業

平成29年度要求額
25百万円（21百万円）

背景・目的

カルタヘナ法（※）に基づき、遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保を図る。

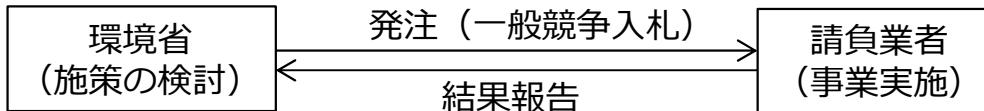
※遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

事業概要

- ①遺伝子組換え生物の使用等の承認にあたっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催
- ②(カルタヘナ法違反が疑われる場合等における)立入検査等の実施
- ③遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討
- ④輸送中の種子のこぼれ落ち等に起因する野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視
- ⑤ホームページ（日本版バイオセーフティクリアリングハウス；J-BCH）の運営

事業スキーム

- ・上記①②③については国が直接実施。
- ・上記④⑤については、以下のスキームにより請負業者が実施。



期待される効果

- ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用等に係る審査・承認等の適正な実施
- ・野外での生息域が拡大するなど、既知の科学的知見では予測できなかった事態が発生した場合の早期発見・早期対応
→我が国の生物多様性の確保
- ・国民に対する遺伝子組換え生物に関する適時・適切なタイミングでの情報提供

事業目的・概要等

遺伝子組換え生物の我が国における使用等の承認申請（使用者（輸入者等））

イメージ

